

岡山県屋外広告物規則新旧対照表

新	旧
<p>別表第一（第五条関係） 適用除外の基準 一～七略</p> <p>七の二 公益的施設等への広告で、広告料を当該公益的施設等の設置又は管理費用に充てるものの禁止地域適用除外・許可基準 別表第二の許可基準を満たすこと。</p> <p>八・九略</p>	<p>別表第一（第五条関係） 適用除外の基準 一～七略</p> <p>八・九略</p>